



# 鳥取県公報

平成 26 年 10 月 17 日(金)  
号外第 93 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（44）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（45）（医療指導課）・・・・ 5
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例（46）（立地戦略課）・・・・・・ 12

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

原子力災害対策等について、より柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導助言をいただく方式に改めることに伴い、鳥取県原子力防災専門家会議は廃止する。

## 2 条例の概要

- (1) 知事の附属機関のうち鳥取県原子力防災専門家会議を廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## ◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

危険ドラッグの使用による事故が全国で多発していることに鑑み、危険ドラッグの販売、使用等に対する規制を強化する。

## 2 条例の概要

- (1) 麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品を除く。）を危険薬物とし、危険薬物の製造、販売、使用、所持等の行為を禁止する。
- (2) 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、知事指定薬物に指定することができる。
  - ア 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が麻薬、覚醒剤等と同等であると特定されている物
  - イ 麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物
- (3) 知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができる。また、知事指定候補薬物の製造、販売等をする者は、人の健康に被害が生じないことを証明するに足りる書類を提出して、知事指定候補薬物の指定の解除を申し立てることができる。
- (4) 知事指定候補薬物の販売、購入等をしたときは、知事に届け出ることとする。
- (5) 県民は、薬物の取引に関する情報を警察官その他の県職員に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成26年11月25日とする(6)及びウの一部を除き、公布の日から起算して1月を経過した日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。
  - ウ 鳥取県青少年健全育成条例について所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

企業立地等事業の認定を取り消した場合等には補助金を交付しないことを明らかにする。

## 2 条例の概要

- (1) 企業立地等事業を実施する者であっても、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。
  - ア 企業立地等事業の認定が取り消された者
  - イ 県と協議を行うことなく、事業継続に努めるべき期間内に事業を休止し、又は廃止する者であって、事

業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第44号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項各号に掲げる事項	鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項各号に掲げる事項
略	略	鳥取県原子力防災専門家会議	環境放射線等のモニタリングの評価及び原子力災害その他の緊急時における防災対策等に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第45号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び薬事法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。）</p> <p>(県民運動)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>県民は、薬物の取引に関する情報を警察官その他の県職員に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。</u></p> <p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>薬物依存その他の薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(指定)</p> <p>第9条 <u>知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物<u>（以下「大臣指定薬物」という。）</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、<u>濫用されることにより人の健康に対する被害を生ずると認められるものとして知事が指定するもの</u>（以下「<u>知事指定薬物</u>」という。）</p> <p>(県民運動)</p> <p>第5条 略</p> <p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(指定)</p>

該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物

(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2 知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができる。

3 知事は、第1項の規定により知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。前項の規定により知事指定候補薬物を指定するときも、同様とする。

4 知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効等)

第10条 略

2 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又は授与する者は、知事指定候補薬物の指定に不服があるときは、当該指定を解除するよう申し立てることができる。

3 前項の規定による申立ては、次の書類を知事に提出してしなければならない。

(1) 住所及び氏名並びに法人にあっては、その代表者の住所及び氏名を記載した申立書

(2) 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又は授与する場所を示す図面

(3) 人の健康に対する被害が生じないことを証明するに足りる書類

(4) その他規則で定める書類

4 知事は、第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。知事指定候補薬物の指定を解除したときも、同様とする。

5 略

(危険薬物の製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を製造し、又は栽培すること。

(2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効)

第10条 略

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。

3 略

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

(2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、

危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。

(3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、危険薬物の広告を行うこと。

(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を購入し、受領し、又は所持すること（第2号に掲げる行為を除く。）。

(5) 危険薬物をみだりに摂取し、又は吸入すること。

(6) 危険薬物を多数の者が集まってみだりに摂取し、又は吸入することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯し、又は陳列する場合を含む。）。

(3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、知事指定薬物の広告を行うこと。

(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を購入し、受領し、又は所持すること（第2号に掲げる行為を除く。）。

(5) 知事指定薬物をみだりに使用すること。

(6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(知事指定候補薬物の販売等の届出)

第12条 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者は、販売し、又は授与した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 販売し、又は授与した知事指定候補薬物の名称及び数量

(2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者の住所及び氏名

(3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した店舗の名称及び所在地並びに特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売により販売した場合にあっては、その旨

(4) その他規則で定める事項

2 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者は、購入し、又は受領した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 購入し、又は受領した知事指定候補薬物の名称及び数量

(2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した目的

(3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者の住所及び氏名

(4) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した場所

(5) その他規則で定める事項

(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第11条の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者若しくは前条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、危険薬物若しくはその疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは危険薬物若しくはその疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2・3 略

(警告)

第14条 知事は、禁止行為を行い、又は行おうとした者に対し、禁止行為を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

(禁止行為の中止等の命令)

第15条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略

(2) 過去に前条第1項の警告を受けた者であるとき。

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2・3 略

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反した者に対し、これらの規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

(製造等の中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略

(2) 第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者が、過去に前条第1項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第15条 知事は、薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物（以下「薬物類似物」という。）の濫用により現に県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば第11条各号に掲げる行為に該当する行為を行った者に対し、当該行為を中

<p>第17条 <u>第15条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。                  (1) <u>第11条の規定に違反して危険薬物（第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</u>                  (2) <u>第15条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者</u></p> <p>第19条 <u>第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p><u>止し、又は当該薬物類似物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物類似物に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>第17条 <u>第14条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。                  (1) 第11条の規定に違反して<u>知事指定薬物</u>を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者                  (2) <u>第14条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者</u></p> <p>第19条 <u>第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>
---	--

第2条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)                      第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。                      (1)～(5) 略                      (6) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物</u>                      (7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。                      (1)～(5) 略                      (6) <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u>                      (7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある</p>

物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び <u>医薬品医療機器等法</u> 第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「 <u>危険薬物</u> 」という。）	物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び <u>薬事法</u> 第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「 <u>危険薬物</u> 」という。）
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項の規定（鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第11条第1項第4号の改正規定を除く。）は、平成26年11月25日から施行する。

(知事指定薬物に関する経過措置)

2 改正前の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の規定により指定された知事指定薬物は、改正後の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

4 鳥取県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(販売等の自主規制) 第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）</u> を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの	(販売等の自主規制) 第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>次に掲げる物を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u>  <u>ア 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）</u> <u>イ 薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの</u>
2～5 略	2～5 略
(自動販売機等への収納等の自主規制) 第12条 略	(自動販売機等への収納等の自主規制) 第12条 略

<p>2 略</p> <p>3 <u>衛生用品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第15項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）</u></p> <p>（8）・（9） 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>衛生用品（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第14項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）</u></p> <p>（8）・（9） 略</p>
---	---

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第46号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。<u>ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。</u></p> <p>(1) <u>前条第6項の規定により認定を取り消された者</u></p> <p>(2) <u>県と協議を行うことなく、第6条第1項の表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間内に休止し、又は廃止する者であって、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。